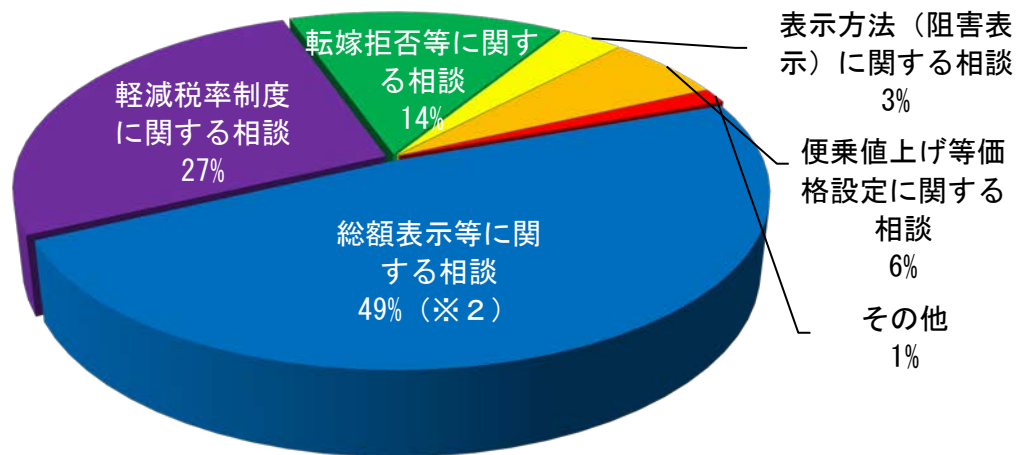


消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況（令和元年8月分）

消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況（令和元年8月（8/1～8/31））は以下のとおり。

1 相談件数

8月の相談件数：電話1,360件、メール118件
【相談内容（全1,478件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 令和元年9月中に顧客との間で事務用機器（棚卸資産）の販売契約を結び、このときに代金も前払いで受け取りますが、この商品の引渡しは10月1日以後となる予定です。この場合、適用される消費税率は何%となるのでしょうか。また、もし新税率（10%）が適用されるとした場合に、9月中に10%を前提として計算した代金を受け取ることとしても問題はないのでしょうか。

A. 消費税の適用税率の判定は、その資産の譲渡等がいつ行われたかにより行うこととなります。

そして、ご質問のように商品（棚卸資産）の譲渡を行った日は、その引渡しがあった日とされていますから、たとえ9月中に契約の締結等が行われていたとしても、10月1日以後の引渡しとなる場合には、新税率（10%）が適用されることとなります。

なお、商品代金をいつ・どのように決済するかは契約当事者間において決めていただくものですから、ご質問のように、新税率（10%）が適用される商品代金を9月中に前払いで受け取ることとしても、消費税法上の問題はありません。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は0件

※2 うち総額表示に関する相談が11.5%、消費税一般に関する相談が88.5%

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 取引先(法人)から、増税時期を跨ぐ1年分の保守料金を消費税率8%で支払っていただきました。その後、税務署に確認し、令和元年10月以降の分は消費税率10%になるということが分かったのですが、取引先に不足分の2%を支払ってもらえるか心配です。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったたき」として問題となります。

同法上の特定事業者(買手)が、既に1年分の対価を8%で支払っていたとしても、消費税率引上げ後の取引価格(税込)に消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置くことは、合理的な理由がない限り「買ったたき」として問題となります。

○ 表示方法(阻害表示)に関する相談

Q. 消費税転嫁対策特別措置法で禁止される表示について、同法に違反した場合に、罰則などはありますか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の転嫁を阻害する表示を防止し、又は是正するために、消費者庁長官、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、事業者に対し、必要な指導等を行うものと規定しています。具体的には、第8条に違反するおそれのある表示について当該表示を取りやめよう指導し、法律の趣旨等について助言するなど、必要な指導等を行います。

また、同法では、消費者庁長官は、違反行為があると認めるときは、速やかにその行為を取りやめることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表するものと規定しています。

なお、同法において、消費税の転嫁を阻害する表示についての罰則は定められておりません。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. ノンアルコールビール(アルコール分が一度未満の飲料)は軽減税率の対象になりますか。

A. ノンアルコールビールなど酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、軽減税率の適用対象である「飲食物品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

<相談窓口>

具体的な御相談については、消費税価格転嫁等総合相談センターで受け付けています。

○フリーダイヤル：0120-200-040(IP電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル：0570-200-123(通話料金がかかります)

受付時間 9時～17時(土日祝日・年末年始を除く)

※令和元年9月・10月は土曜日も受け付けています。

○メール：ホームページ上の専用フォーム <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

(お問合せ先)

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2609 (直通)

FAX：03-3591-0160